

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成25年5月14日(火)午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第一会議室
- 3 参加者等

司会者 大熊 一之(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 丸山 哲巳(東京地方裁判所刑事部判事)
検察官 横田 希代子(東京地方検察庁公判部副部長)
検察官 畑中 良彦(東京地方検察庁公判部副部長)
検察官 森田 邦郎(東京地方検察庁公判部検事)
弁護士 飯塚 順子(東京弁護士会所属)
弁護士 高畑 満(第一東京弁護士会所属)
弁護士 藤田 充宏(第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者6名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

裁判員経験者意見交換会を開始したいと思います。

本日司会進行を務めます東京地方裁判所の裁判官、大熊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日お集まりいただいた裁判員経験者の方々は、主に複数の共犯者が事件に関与した共犯事件を担当された方々です。そういう事件特有の問題点、あるいは裁判員裁判一般についての感想を忌憚なくご意見いただいて、我々が今後事件を進める上で、審理をする上で参考になるご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

早速中身に入りたいと思いますが、出席していただいている裁判員経験者の方々の紹介も兼ねまして、こういう事件を担当されましたということを私からお一人ずつお話をさせていただいて、それからその事件を担当した一般

的な感想，全体的な感想をまずお話しいただくという形で進めたいと思います。

まず1番の方は，住居侵入，強盗致傷，強盗致死事件を担当されたわけですね。審理は約11日間と，比較的長丁場の事件を担当されました。

この事件の内容というのは，被告人を含めて6人の犯人が被害者2名が居住するマンションの7階の部屋に押し入った，そして被害者2名に暴力を振るって，そのうちの一人がけがをし，もう一人がその場から逃げようとして7階のベランダから転落して死亡してしまった，こういう住居侵入，強盗致傷，強盗致死の事件ですね。

もともとの経緯，動機としては，犯人グループの主犯である人は風俗店を経営していたわけですがけれども，その店長だった人がこの被害者2名のうちの1名で，この店長だった人がこの風俗店のお金や物品を持ち逃げしてなくなってしまった。これに対して，主犯を含めた6人がお金や何かを奪い返す目的でこのマンションに押し入ったということになります。

審理は，犯人6人一括して併合して審理をするということもあり得たわけですがけれども，この事件については3つのグループに分けられて，1番さんは，そのうち主犯の一人を担当されたわけですね。

これについては，証拠調べとしてはほかの共犯者5名も証人として出てきて，全員の話聞いたわけですね。

争点としては，被告人は，自分はこの強盗には関与していないんだ，自分は全然強盗を企てたことはない，こういうことが言い分で，そこが争点になったんでしょうかね。

結論としては，裁判所は有罪という判断をして，検察官は30年の求刑をしたわけですがけれども，判決は懲役20年を言い渡したというのが1番さんが担当した事件の概要となりますね。

今振り返って，どんな感想を持っておられますでしょうか。

1 番

そうですね，裁判というのは難しいなと思いました。まず共犯の人の判決がもう出ちゃっている。

司会者

そういう難しさを感じたということでしょうか。

1 番

感じましたね。多分その殺人を犯そうとして行ったことじゃないのに，思いがけなくそういうふうになっちゃって，こんな求刑されるんだから怖いなというふうには感じました。

司会者

ありがとうございました。

2 番さんが担当したのは，これも強盗致傷事件ということですね。強盗に入って，被害者をけがさせてしまった。これは，9 日間にわたって職務を担当されたということですね。

これも共犯事件で，被告人 3 名ともう一人の共犯者の犯行です。被害者がお金持ちであるという情報を基にして，金品を奪う目的で被害者の自宅マンション駐車場で被害者を待ち伏せして襲撃をした。そして，被害者から金品を奪って，けがを負わせたということです。このとき，一緒に審理をされなかったもう一人の共犯者がいて，19 歳の共犯者なんですけど，こちらは既に裁判が終わって，有罪判決で懲役 5 年の判決を受け終わっていたんですね。

争いとなっていたのは，被告人 3 名のうちの一人が強盗の共謀，話し合いに加わっていたのか，それから被害者に対してどういう暴行の分担をしたのか，こういうことが本題になっていたようです。

証拠調べでは，被告人 3 名が審理の対象になっていたわけですがけれども，その審理には加わっていなかった共犯者が証人として呼ばれて話を聞か

れたということになります。したがって、犯人全員の話は一応法廷で明らかになったということでしょうかね。

判決は、被告人3名いずれも有罪ということで、3人いますけれども、それぞれ懲役7年、6年6か月、4年6か月だったようです。

2番さん、この事件を担当されて、トータルな感想としてどんな印象をお持ちでしょうか。

2番

初めて裁判に参加させていただいて、裁判所ってというのはテレビみたいなところで、ちらっとこんなところかなって勝手な想像ですが、してたのと場面はかなり似てるなとは思いました。

それと、正直言って、被告側に座らなくていいなという気分が最初に起らないことはなかったですが、今回担当させていただいた事件は、共犯者の方もいるんですが、確かに死亡事故ではなかったのが私としては気分的によかったかなと思いました。量刑に関しては、裁判官から、これまでの判例を見させていただいて、こんなもので法律に対応して裁かれるのかなとは思いましたが、やっぱり人間をそういうふうに罰すれば、今後さらにもう一回犯すことが少なくなる、あるいはなくなるとかですね、ほかの方もそういうことをしなくなるとかっていうことになるのかというのは、非常に私ちょっと商売柄そんなことを思ってます。

それで、検事の方が10年ぐらいを求刑されたのに対して、結果的には少なくなりました。

それと、共犯者の方々のお話を聞くと同時に、私のときは被告の方のご家族が心情を訴えられたのもあるので、共犯者だけじゃなく、関係者としては被告人の方、それからご家族の方の様子も加味してやるんだということが重要なのかなというのが私を感じたところです。

司会者

ありがとうございました。

3番さんが担当したのは、傷害と監禁致死、覚せい剤取締法違反事件でありました。職務を担当されたのは6日間ということになります。

事件の中心は傷害と監禁致死になるわけですが、これは、犯人グループ6名が一緒になってやったということになっています。傷害の中身は、被告人が加わったものだけを取り上げますと、被害者に熱した油をかけるなどの暴行を加えた、リンチですね。その後、弱った被害者を犯人グループ全員で車に乗せて、あちこち連れ回した。出発点は新橋、それから新宿、小田原、三島など、あちこち6時間にわたって監禁して連れ回し、途中で、鉄パイプで、これは膝から下ですかね、頭には当たってないんですけども、そういうところを多数回殴って暴行を加えて、結果として多発外傷ということで死亡させてしまったということになります。

どうしてこんなことをやったかということですが、もともと被害者との犯人グループというのは、換金性の低い外貨をお客に販売して金を稼いでいた。ちょっと詐欺まがいの商売をしていたわけなんですけれども、そうしたところ、被害者がその金を使い込んでしまったということで、制裁と使い込んだ金を回収するために、こういうことをやったということだそうなんです。

この事件は、ほかの共犯者らとは分けられて、被告人一人のみの審理が行われて、ほかの共犯者は事実を争っていたようなんですけど、被告人は事実を認めていた、争わなかったということで、先行して裁判が行われ、証人としては共犯者全員が呼ばれたわけではなくて、主犯に次ぐ立場の男だけが呼ばれて証人尋問が行われたということだそうです。

判決は、検察官の求刑は10年でしたが、8年という有罪判決を下して終わったようです。

3番さん、この事件を担当されて、どんな感想をお持ちですか。

3 番

まず、裁判員に選ばれて、僕自身も、それから裁判員になられた仲間もといいたいでしょうか、非常に緊張しました。緊張すると同時に、長く人生を生きてきて、それなりのいたずらもしたことがある中で、人を裁くという席に座れるということに非常に感慨深いものがありました。

当時、当然、僕ら本質的に素人の連中がみんな集まりまして、わいわいやってきたわけですけれども裁判官、裁判長は、証拠に基づくものを常に注視してください、それによって判断してくださいとおっしゃっていました。

今話題になってます東北の女性の方の、いろんな事件が新聞報道になってますけれども、僕自身もやはりそういう写真を見せられたり、現物の凶器の鉄パイプを触ってみたりしてみたんですけれども、これも選ばれた以上は、僕の個人的な感想なんですけれども、やはりしっかりしていかなきゃならない、それぞれの個人的な性格的な問題もあるかと思えますけれども、そういうふうに思っております。

この裁判について思い出してみるんですけれども、今いわゆる暴走族の一員の中での争い事の中で、一人お金を使い込んだ人がリンチを受けて死亡したと。その被告人の奥様が常に席にいらっしゃって、非常にできた奥さんというふうな印象を受けました。それから、お亡くなりになられたご家族も見えていて、僕らとしては、非常に、こう困ったような雰囲気僕自身にはありまして、どういう判決を出して、みんなでどういう討議していいかということで非常に悩みました。今でいうグループ間のそういう犯罪が非常に増えている中で、彼らたちは一体何なんだろうということをも考えております。

その中で、弁護士さんが、被告人が勾留中に般若心経を書いたと、写経ですね。それを読み上げるんです。こんなことは裁判所の中であるものか

ということで、あっていいのかなって思いながら、やはり被告人が改心する、そういう雰囲気が見られましたから、非常に。10年の求刑だったんですけれども8年になったということで、その後、彼は本当に改心して世の中に役立つような人間になっているのかなということが、今僕の頭の中には残ってます。

司会者

ありがとうございました。

4番さんが担当したのは、建造物侵入、強盗致傷事件で、6日間の予定で行われたわけですね。

事案は、被告人が属する中国人グループと日本人グループ合計6名が一緒になってやった。工場に押し入って、工場長をバールで殴るなどの暴行を加えて、相当多額のものを奪ったようですけれども、その際、工場長にけがを負わせたというものだそうです。

この事件も、このほかの共犯者らと分けられて、被告人一人のみで審理が行われました。被告人は事実関係を認めて争わなかったため、共犯者に対する証人尋問としては、中国人グループの中で下見役をしていた共犯1名についてのみ行われて、ほかの人は法廷では直接話を聞くことはなかったという審理が行われたようです。中国人グループの下見役1名をなぜ証人尋問したかということ、どうもその下見に被告人は加わっていて、最初の早い段階から、その強盗の謀議行為に加わっていたかどうか、これが1つ争点になっていたということで、その証人を呼んで、その辺の決着をつけようとなったというように思われます。

検察官が懲役10年を求刑したところ、判決は懲役8年6か月となったということです。

4番さん、この事件については今どのように思っていますか。

4番

私，初めて裁判員というのになりまして，周りに経験者がいなかったものですから，何か物見遊山というか，やじ馬根性で参加しましたが，ちょっと雰囲気は違って，結構背筋を伸ばして毎日通いました。

若い方が多かったんですね，私は一人おばあさんだったんですけども。被告人はまだ30歳ぐらいなんですね。私から見たら孫みたいなの。で，この子が，裁判を受けてるこの事件の後に，今度は殺人未遂みたいなのも起こしてるというんで，この子が，例えば軽い刑で出てきてしまったら今度は何するんだろう，小っちゃい赤ちゃんもいるのだしというようなところで，刑の重さというところで，みんなで結構討議いたしまして，最終的には8年ですか，前の刑と合わせて十何年というようなことで，まだ出てきても50にならないかな，もう再犯はないだろうかみたいなのことで，行く末を私たち今も案じております。

司会者

ありがとうございました。この被告人は，この強盗致傷事件を起こした後，別な殺人未遂事件を起こして，それが先に判明し，刑務所に行っている最中にこの事件が判明し，前の事件だけど，もう一度裁判受けて，8年6か月ですかね，この事件では。そうすると，前の殺人未遂の事件と併せると相当長い期間刑務所へ行きますねということになったわけですね。

続いて，5番さんは，実は1番さんの事件と同じなんですね。ただ，被告人が共犯者グループで別々に分かれて審理されたという内容になっています。先ほど，1番さんのときに事件の内容を紹介しましたので，改めて内容には触れませんが，8日間にわたって職務に従事されたということになります。

1番さんは主犯となる被告人の審理を担当したわけですが，5番さんは従属的立場の2人についての審理を担当されたということになります。従属的立場だったものですから，争点としては，共同正犯としてフルメン

バーの責任を負うのか、あるいは単に助けただけの幫助犯の役割を果たすのかと、こういうことが大きな問題になったんでしょかね。

証拠調べとしては、ただ、共犯者全員が呼ばれて証人として話をしたわけではなくて、被告人二人にはもちろん話を聞きましたけれども、それ以外に残った犯人のうち4人いるんですけど、そのうち1名だけが証人として呼ばれて証人尋問が行われたと。そして、3名については話は聞かないで終わったということになりますね。

判決は、検察官は20年の求刑をしたのですけれども、2人それぞれについて15年ずつという結論で、有罪判決になったということだそうです。

これは順番から行きますと、まず5番さんの判決があって、それから1番さんの判決があったと、こんな順番なんでしょうかね。

5番さん、どんな感想を持たれましたか。

5番

いろいろ複雑だったんですけど、その犯人の一人は、ほかのメンバーとその日初めて会ったという感じで、こういう殺人だの、強盗致死とかそういった事件になるとは思ってなかったと思うんですけど、やはり付き合う仲間とか、そういったことでこういう事件に巻き込まれて、15年間刑務所に入らなきゃいけないということになった被告のことを考えると、ひょっとしたら自分も、そういう付き合い方を間違ったりすると、こっちの席じゃなくて、あちらのほうで裁かれるような者になりかねないなというように、こういう事件に巻き込まれて、こういう刑を受けていかなきゃいけなくなるような人もいますので、僕はこれに参加させていただいて、最初は面倒くさいなと思いながら、自分はそんなことできないなと思いながら、初めて会場に行ったときに、何かその中から8人ぐらい選ばれるんで、これだけいたら普通は選ばれないなと思ってたら選ばれて、それでこれに参加させていただいたんですけど、僕の中では非常にいい経験になって、

それから、終わった後の自分の物の考え方もすごく変わって、すごくいい勉強ができたと思ってます。

司会者

今、ちょっとものの考え方が変わられたとお話しされましたけど、具体的にどんなふうに。

5 番

そうですね、よく考えて行動するようになりました。友達なんかにも、やはり何かちょっと言うことが変わったような気がします。ちょっと先を考えて行動するように、あまり安易な行動はしなくなったと思いますね。こういうことをしたら、ひょっとしたらこうなるんじゃないかとか、いろいろちょっと考えて行動するようになりました。

司会者

ありがとうございました。

続いて、6番さんが担当したのは傷害致死事件ですね。殺すつもりはなかったんだけど、暴力を振るっているうちに相手が死んでしまったという事件ですね。8日間の日程で職務に従事されたということですね。

これは、被告人を含む少年4人の遊び仲間が犯人グループを形成した。これら4人と、遊び仲間から連絡があったのに被害者は無視していたわけですけれども、この被害者を呼び出して、いろいろ話をしているうちに相手方の言動に腹が立ったということで、40分間にわたって殴る蹴るの暴行を加え、その結果、死亡させてしまったという事案になります。

この事件は、犯罪事実の成立自体に争いはなくて、ほかの共犯者らと分けて被告人一人のみで審理が行われたようです。しかし、ほかの共犯者全員が証人として呼ばれて、法廷で証人尋問が行われ、それを踏まえて、判決は懲役3年6か月以上5年以下という不定期刑の有罪判決が下されました。これは、まだ未成年だからということですかね。検察官は5年以上8

年以下の刑にという要求だったわけですが、判決は3年6か月以上5年以下ということだそうです。

6番さん、いかがでしたか、この事件につきましては。

6番

まず、最初に参加して事件の概要を見たときに、未成年事件だったということですごく難しさを感じました。裁判長や裁判官の方たちも、実は少年事件というのは難しく、どのくらいの量刑にしたらいいかというのはとても悩むところですよと言われて、プロの方でも難しいんだなと思って、ちょっと責任が重くなったなとは思ったんですけど。ほかの、例えば成人の裁判と違うところは、単に刑罰を、公正にどのようにすればいいかと考えるだけではなくて、教育的な面でも考えなければいけない。そこで少年院がいいか少年刑務所のほうがいいのかといったこと、PTA的な立場からとか、あるいは被害者の親だったらどう考えるかということをちょっと考えました。私は独身なんで子供はいないんですけども。

あともう一つ、被害者感情をどのように取り入れるかというのもすごく難しい面がありました。その被害者のほうは一人っ子だったんですけども、被害者のお母さんの感情をどのようにくみ取るかというのを考える上で、「もしその子が、被害者の子がみなしごだったら、じゃ刑は軽くなっていいんですか」というふうに審理の中で出てきまして、「そうか、それはそれで、ちょっと切り離して考えなければいけないんだな」と、ちょっとはっとさせられたところがあります。

司会者

ありがとうございました。

最初は、自己紹介を兼ねて、まず全体的にどんな印象を持ちましたかということをお話してもらいましたので、あとは各論的に、審理の方法に従って、それぞれの問題点とか、あるいはここはこう改善すべきだということ

ろがあればご意見を伺うという形にしたいと思います。

まず、審理のわかりやすさということが裁判員裁判の使命ですので、それがわかりづらかったら、その後の評議だって中身のあるものになるはずがありませんし、評議が十分できなかったならば、判決だって国民代表の方々の意見を十分くみ取ったものになるはずがありませんので、審理がどうだったかというのは我々一番気になるところなんですね。その審理は、証拠調べ、証拠のわかりやすさもあるんですけども、皆さん方初めて裁判員に呼ばれてきて、さあ法廷を見てくださいという話になりますから、何に注目して証拠を見ていいのか、なかなかわかりづらくて、そこを一応は、これがこの審理のポイントですということをおわかっていただくために、冒頭陳述というのを、まず検察官と弁護人がやることになっています。この事件はこんな問題点があるんですよ、こういう証拠に注目してくださいね、こういう事実があるかどうか証拠をよく見てくださいねというあたりを、冒頭陳述でやることになっています。それから、証拠調べが終わった後、まとめとして今回の法廷で出てきた証拠を全部見直すとこういう結論になるはずですよというまとめを、検察官と弁護人が、論告、弁論という形でプレゼンテーションしてくれることになっています。皆さん方が評議がしやすくなるように援助するという役割が冒頭陳述とか論告弁論にあるんですけども、往々にして、それがうまくいっていないという声を聞いたりします。皆さん方が担当した事件が果たしてどうだったのか、専門知識がなくてもずっと頭に入るような冒頭陳述、論告弁論だったのか、あるいは長過ぎてもう途中で聞くのが嫌になってしまったのか、あるいはもうちょっと詳しくしてほしいのか、皆さんお感じになったところを、ご意見を伺いたいと思います。特に冒頭陳述のところを中心に置いてご意見をいただきたいと思います。

1番さん、いかがでしょう。

1 番

こういうのを伺うのが初めてなもんでわからなかったんですけど、それを検察官が色のついた図式図みたいなので、冒頭陳述メモというのを作っていただきまして、すごくわかりやすかったと思いました。

司会者

その後の証拠調べなども、これを参考にして非常に有益だったということでしょうか。

1 番

はい。これを追って行って、ここでどういうことがあったというのが実にわかりやすかったと私は思いました。

司会者

弁護人の冒頭陳述はどんな印象を受けましたか。

1 番

はい、まあ同じようなことですけど、見解の違いでできていますけど、これもこれで言いたいことはわかりやすかったと思います。

司会者

そうすると、今回の事件では、弁護人も検察官もよく工夫がされていて、わかりやすい説明をしてもらったと、そういう感じですか。

1 番

そうですね、素人相手に作ってくれたと思いますので。だから、もしこれがただ聞いているだけだったら、ちんぷんかんぷんだったと思いますけど、こういうのを作ってくれたんでわかりやすかったと思います。

司会者

メモがあってよかったということなんですね。

1 番

そうです。

司会者

話だけだったら，それは難しかったかもしれないということですか。

1 番

はい，理解できたかどうかもわかりませんね。

司会者

1 番さんの場合は，あらかじめメモをもらって，メモを見ながら話を聞いていたんですか。

1 番

はい。

司会者

耳だけだと，そこはやはり難しかったかもしれないということですか。

1 番

そうですね，はい。

司会者

わかりました。

2 番さん，どうでしょう，冒頭陳述についてはどんな感想をお持ちでしょうか。

2 番

私，もう1年以上前の話なんで正確には覚えてないんですけど，6名関与してるということは聞かされますが，当日，被告あるいは共犯者として来た方が座ってるんですけど，検事の方が何の何の誰々と言うんですけど，どの人であるかというのが覚えられないんですね。表情が，どの人を読み取るのかというのがすぐにわからないんですね。したがって，誰がどの人かというふうに伝わるのに，しばし時間がかかったのが印象でしたね。したがって，その間，要するに本人は反省してるように，うなだれてるというか，下向いてる人がほとんどとは思いましたが，そんな様子

がはっきり読み取りにくかったですね。スタートは、そういうのが印象でした。

それから、後で地下の駐車場の防犯カメラのこともあったんですが、見取図とか写真とかが出てきた段階で、こんなところでこんなふうにとというのが出てきたんですが、例えば、車が戻ってきて、その運転手を、とりあえず何か運転手から金品をとろうとかですね、車もうまくいったらとろうとかという話みたいだったんですけれど、どのくらい狭い駐車場か、どのくらい幅が広いところか、隠れるところはどのくらいかというのが、説明だけでは私にはちょっとすぐわからず、やっぱり図面もあるんですけれど、大きさと、ちょっとそれから高さとか、暗さなんていうのもわからないですから、ちょっとそういうところで、どうして彼らがそんな心境に陥っているのかという変化は、最初のうちは読み取りにくかったですね。

それで、殴って馬乗りになったとかということも話に出てましたけど、どの辺で、どんな場所と出るんですけれど、検事が、あるいは弁護士の方が述べられる中の状況がはっきり頭の中に出てくるためには、時間がかかったというのが私の印象でしたね。

司会者

冒頭陳述自体が、まず登場人物がたくさんいて、名前と目の前の被告人とがなかなか一致しづらくて、具体的イメージとしては頭の中に結びつきづらかったというのが最初の段階でしょうかね。事件自体が複雑なので、なかなか検察官も弁護人も苦労したと思うんですけれども、まあまあそれでも工夫はしてたなという、そういう印象でしょうか、冒頭陳述自体。

2番

それは、こちらは初めてに近い人が並んでるわけですし、それから弁護の方はなるべく量刑を少なくとかですね、いろんなことにつながるように工夫されるんだと思いますから、一生懸命努力されてる様子は見られまし

た。

司会者

それと、現場の状況について具体的にイメージがわきづらかったと、図面や何かが足りなかったというお話が出たと思うんですが、それは証拠がちょっと、もう少しリアリティーのあるものが欲しかったという意味なんでしょうか。

2 番

そのほうが短い審理時間をさらに効率よく進めることにはつながるでしょうし、それから最後の量刑につながるタイミングにも、それぐらいひどいんだったらこうとか、このくらいだったらこうとかっていうのにつながったのかなという気はしますけど。

司会者

検察官や弁護人はいろいろ考えて、たくさん情報を皆さん方に提供いたしますと、その情報処理が大変になってしまうので、本当に必要なものを選びすぐって法廷に出していると思うんですけれども、足りなかったところが、例えば有罪無罪の判断とか、あるいは量刑なんかに、ちょっと判断しづらい不足を感じたというところはあったんでしょうか。2番さん、どうでしょうか。

2 番

不足って、今の段階ではそういう言葉になるのかもしれないですけど、当時、短い時間というのも、決められた中で見ましようといって最大限努力されてる様子は伺うんです。反面、何せ初めてなので、量刑なんかも、ここで、こんな事件、判例ではこのくらいですよと字が書いてあるんですけど、それもテレビに映されてるだけで、それで読めといっても、なるべく前のほうでみんなで見ましようねということにはしてましたけど、何例か出てくると、僕らの場合でも10例ぐらいは見させていただいたと思う

んですけど、そうすると、それを一々今のと照らしてみてもどのくらい等価性があるのかというのわからないですから、やっぱりちょっと瞬間判断は難しいかなという気はしないでも。だから、結局は、こういう判例に近いのが何年ですと、そこが焦点になっちゃって、求刑何年だからこのくらいになってしかるべきでしょうみたいに、どうしてもとれちゃうんですよね。だから、それが妥当なのか、それとも我々の判断が勉強不足でうまくいかないのかというのが、ちょっとわかりにくかったですね。

司会者

わかりました。今、証拠が十分かどうかという問題と、それから評議の中で裁判官が量刑の幅みたいなものを出すときに、量刑データを皆さんにお見せするわけですけども、その見せ方もというところが少し話題になったんでしょうかね。また後で、評議のところでお話を伺いたいと思います。ありがとうございました。

3番さん、どうですかね。今、法廷での冒頭陳述、検察官、弁護士の説明のわかりやすさの話ですが。

3番

まず、わかりやすかったんですが、私の考えの中では、この裁判に対して私も一員に加わってるからということで、必死に、この背景を自分の頭の中で整理しました。先ほど言いましたように、暴走族が詐欺まがいのお金を持ってて、被害者はその中でお金を使い込んだ一人で、数回リンチを食らってて、これも何回目かで亡くなったということで、その背景があって、じゃリーダーが誰であって、なぜこの被告人は、いつから手を加えて、どういう役目だったんだろうというのがなかなかわからなかった。結局、わかったのは、そのリーダーの友達、いわゆる親分格に従わざるを得なかったために数回鉄パイプで殴ったという事実がわかってきて、じゃ主犯格じゃなくて、どうしても義理人情の世界の中のこういうグループの中でや

ってしまったなというのがおぼろげながらわかって、そういうことです。

それから、もう一つ、場面が新橋から小田原、箱根のほうへ移動して、監禁して、そこでまたリンチを加えるような動きの中で、壊れたホテルの中に入ろうとしても鍵がないので入れない、また新橋のほうへ戻ってくるってということで移動期間があって、それが1泊2日ぐらいで、被害者をほったらかした上での死亡事件につながってる。じゃ殺すつもりがあったのか、なかったのか、そこに金銭的なトラブルがあったのかってということで、裁判長を初め裁判官の方からいろんな資料をいただいて、先ほどありましたように量刑の過去の事例とか、いろいろ判例を見ながら、こういう事件はこういう形だったよという過去の歴史のものを、歴史的なもの、経過のものを教えてもらいながら最終段階を迎えたと、こういう感じでございます。こうグループで事件に関与してる者がたくさんいると非常にわかりにくかったですけど、できるだけ、Aさん、Bさん、Cさんという形で、A被告、B被告というような形で、わかりやすく図面を書きながら、やっとわかってきたと、事件の背景がと、こういうふうな経過でございました。

司会者

検察官の冒頭陳述メモでは、左側に人間関係図みたいなもの、右側のほうに時系列がずっとあるわけですけど、あれはやっぱり証拠を見る上では。

3番

はい、非常に参考になりました。初めは、初めてのこういう法廷の中に入って審理を行って、一緒に一翼を担ったんですけども、どう理解していったいいかということで、約6日間だったんですけども、朝こちらまで来て、終わるとすぐ家に帰って風呂入って寝るといって、そういう生活を規則正しいのを実はしました。その間、カラオケ行ったり、飲み屋に行ったりということはまずやめておこうと、そうでないと頭の整理がつかない、非常に頭の悪い私でございますんで、いろいろあっち行ったりこっち

行ったりというのがあるかもしれないのでということで、1週間だけはまじめ人間で通しました。

司会者

ありがとうございました。

それでは、4番さん、冒頭陳述とか、検察官、弁護人の最初の説明のわかりやすさの問題なんです。

4番

私どもも一応、関係図をいただきましたので、それに沿って、休憩時間に、裁判長の方と裁判官から説明がありましたので、割とその点、状況の把握はできたのではないかなと思います。

あと、休憩時間に、いろいろ、裁判員、私たちに対してリラックスさせてくださるような形で、裁判というものを説明していただいたので、割とわかりやすかったと思います。

司会者

ありがとうございました。

5番さん、1番さんと同じ事件で、大体同じような冒頭陳述をされたのではないかと思うのですけれども、もうちょっと短い時間で情報が少なくてもよかったという可能性はどうか、説明は結構あったと思うんですが、最初の説明ですけどね。

5番

そうですね。でも、資料なんかも色分けしてあったりですね、いろいろ非常にわかりやすい感じだと。最初のころは、それに慣れるのにちょっと1日、2日かかりましたけど、あとは非常に整理しやすいように書いていただいているんだなというような感じを受けました。

司会者

今、お手元に冒頭陳述のメモもいっていると思うんですけども、検察官

は非常に情報をスリム化して、ビジュアルで、余りこう読み込まなくてもずっと読めるように作っているんですね。他方、弁護人は文字をずっと羅列してある感じなんですけど、これは印象としてはどんなふうに思われましたか。

5 番

ちょっと、これは、一人の方は何かちょっと色分けして作られてたんですけど、やっぱりちょっとかたい感じがするというか。

司会者

こういうふうに読み込まなきゃならないメモというのを渡された場合に、後で使い方はどんなふうにされてましたか。弁護人の、こういう文字羅列のタイプなんていうのはどうでしょうか。

後の証拠調べのときに、何か参考にしたりしましたか、それともあまり見ないようになっちゃいましたか。

5 番

そうですね、やはりあまり見なかったです。こういった、色分けしてあったほうが考えやすいというか、要点だけ見れるというか、頭に入ってきやすい感じですね。

司会者

弁護人としては、ある程度情報を多く皆さんに提供して、この後の証拠を見る際の手掛かりにしてほしいという思いがあるのかもしれないけども、文章羅列型というのはあまりその後役に立ってない可能性があるということでしょうか。

5 番

そうですね、僕は文章じゃないほうがわかりやすかったと思います。

司会者

ありがとうございました。

6番さん，どうでしょうか。

6番

時系列的にはすごくわかりやすかったですけども，共犯者が4名ですかね，プラスそのほかにも友達の方が出てきて，誰がどうだったのかというのが1回じゃわからなかった。それが弁護側の説明の理由もちょっとわかりにくいところでもありました。

司会者

6番さんの事件の場合は，ほかの方々の事件と違って，冒頭陳述のメモがA4判1枚だけなんですよね。ほかの方々はA3の横長のものです。言ってみれば，短い紙に少し細かい目の字で書いてあるわけですけど，これは別に差し支えなかったですか。

6番

そうですね，逆に，この書いてないところはどうなんだろうねというのを，それをみんなで考えるきっかけにもなったんで，すごくわかりやすかったと思いますよ。

司会者

むしろ最初は説明を絞ってもらったほうが，証拠はどういう証拠が出てくるのかなというふうに興味関心をかき立てられて，むしろそっちのほうがよかったかもしれない，マイナスではないと，こういうことでしょうか。

6番

ええ。

司会者

そうしますと，冒頭陳述等については，弁護士，検察官が本当に裁判員裁判を重ねて，工夫を凝らして，わかりやすくコンパクトに情報を提供しようという努力をしているわけですけど，皆さん方は，そこは努力の跡は見られるし，事件の複雑さにもかかわらず，わかりやすく工夫はしている

なと感じたということでしょうか。

検察官，弁護士，この辺は何かお聞きになりたいことはありますか特にいいですか。

今，冒頭の説明についてちょっとお話をして，あと最後のまとめの，証拠調べを踏まえると，この事件はこういうふうな見方をするんですよと，結論で懲役何年ぐらいがふさわしいんですよという，まとめのプレゼンテーションを検事，弁護士がやってたと思うんですね，論告弁論というんですけどね。これについて，皆さん方はよかったか悪かったかとか，何かご意見ありますか。

2 番

いろんな被告の方がしゃべられた様子，弁護の方が言われた様子をまとめていただいているんですが，私は比較的メモするのが好きでメモしていたんですけど，私のメモったのが，耳で聞いて，何となく場の雰囲気でもるわけですから，ちょっと勘違いかなというところもなきにしもあらずだったのは，ちょっと覚えてるんですよ。だから，長い時間，何日かにわたってやってるし，それを裁判官の方も，ちらっと見ると手元で全部メモってるという様子でもないのだから，それをこういう資料のところと照らし合わせながら，思い起こしながら，そして恐らくほかのお仕事もされているから，お忙しいこともある中で進められてるとなると，やっぱり人間だから多少の記憶の薄いところも出てくるんじゃないかという気はしないでもなかったですね。

したがって，最後にまとめるところでも，ちょっと逆に，こういうのをもう少し強調したほうがいいんじゃないかなと思ってみたり，私から見るとですね。それから，こっちのところでは，違う表現じゃなかったかなというのは，なきにしもあらずでした。

司会者

検察官，弁護人の最後のまとめが，ちょっと証拠とずれてるかもしれないなと感じたことがあったということですか。

2 番

という印象のところもありました。

司会者

これは，評議の秘密に当たることはお話ししていただかなくて結構なんですけど，あそこは証拠とずれてませんかとか，こうでしたよねというあたりは，一応そこは評議の中では話し合いをされたんですか，裁判官と，ほかの方々と。

2 番

ええ，こういうことを聞いてみたい，出させてみたいということで，それを確かめるということにもつなげたという記憶です。それで，こういうの本当に言われたですかねという質問をしたことは記憶してますね。

司会者

そこは，話し合いなりで解決したわけなんですね。

2 番

ええ，解決はしましたし，それから結論的にいうと，少し表現を変えたというのが記憶だったです。

司会者

そうですね，わかりました。

6 番さんも，何かちょっとお話がありそうですね。論告弁論について，何か感想どうでしょうか。

6 番

最後の求刑，弁護士さんのほうが，弁護側のほうが大きな模造紙というか，文化祭とか学芸会とかで発表するような模造紙で，これこれこうだからこういう刑が適当で社会に戻るのが適当であるというのを訴えていて，

テクニックの1つなんですけど、そういう手もあるのか、そういう手で来たのかと思って。私個人の意見としては、ちょっと逆に悪印象を。ほかの方にはそれですごく訴えられた部分もあったんですけども、どっちかと言うと、私は何となく個人的な意見、印象は、その模造紙で、でっかくやって、その割には中身がないなとちょっと思ったところがありました。

司会者

それは説明の仕方がわかりやすい、わかりにくいの問題じゃなくて、言ってる内容が共感を覚えなかったということでしょうか。

6番

そうですね。

司会者

ありがとうございました。

審理の中ではいろんな証拠が出てきたと思うんですけども、事件では、共犯者が複数いて、共犯者全員が証人で出てきたわけじゃなくて、話を聞けなかった、そういう事件の方もおられましたよね。登場人物がたくさんいたと、こういうことで、例えば有罪か無罪かとか、犯人グループの序列を判断する上でやりづらかったのか、やりづらくても、それはそれなりに工夫して乗り越えられたのか、この辺についてご意見を伺いたいと思います。

3番さんは、その辺主犯の話聞きたかったということなのでしょうか。

3番

はい。被告人の立場がよくわからなかったんですが、裁判中にいろんな資料はいただいてあったのですが、私は裁判員として被告人に一つだけ質問をしました。その被告人と亡くなった人の間にどういう人間関係があって、リーダー格の間にどのぐらいの金銭のやりとりがあったかっていうことをちょっと質問してみました。それだけ、そのグループ内の、いわゆる

暴走族グループの中での人間関係というのはよくわからないまま，今回の裁判員になって裁判を行ったという印象がいまだにあります。

司会者

ありがとうございました。

5番さんも，その証人，共犯者全員の声は聞けなかったんですね。

それは，どんなふうに判断に影響しましたか。被告人二人の話は聞いて，あともう一人共犯者が証人で出てましたね。ところが，主犯格の人が証人に出てきたわけじゃないし，ほかの共犯者の話も生の声は聞いてないんですけど，そこは判断する上で困難を覚えたとか，歯がゆい思いをしたとかありましたか。

5番

それは余りなかったです。二人の犯人の裁判なんで，それだけを考えてやったような感じだったんですけど。でも，やっぱり気になるし，本当にそうよかったのかなとかいろいろ自分の中であつたんで，その後でほかの犯人の傍聴に行ったりして，何か自分に納得するように傍聴に行ったりしました。

司会者

裁判する上で，結論を出す上では共犯者の話が直接聞けなかったのが，それは問題ないということですけど，気にはなつたので，後からその人が何をしゃべるか，その人の法廷を見に行つたということがあつたんですね。

5番

そうです。

司会者

その結果，どうでしたか。それはやっぱり自分の裁判で証人として話を聞いたらよかったのか，やっぱり聞くまでもなかったのかという，どちらを感じられましたか。

5 番

あまり聞く必要はなかったなど。

司会者

結論としては，聞く必要はなかったなど。

5 番

はい。

司会者

すると，やっぱり検察官や弁護人が，この事件，この被告人の刑罰を決める上ではこれだけを見ればいいんですよという，その整理は一応妥当だったというふうに思ったと。

5 番

そうですね。非常に，その何ていうか，わかりやすいというか，納得した答えというのもおかしいんですけど，いろんな例みたいなのを見せていただいて，結論は出しやすかったと感じます。

司会者

ありがとうございました。

4 番さんも犯人グループ全員の話聞いたわけじゃないんですよね。

その辺のもどかしさとか，判断の難しさみたいなのは感じましたか。

4 番

何人だかのグループの 1 人だけが証人として出て，通訳付きなもんですから，話があんまりうまく伝わらないというか，私たちが聞きたいなということじゃないようなことを，検察官の方も弁護人の方も違う観点からお話をされてたのが，私にはもう少し聞き方があるんじゃないかなとは思いました。

それと，証人として，母親と義理の父親という方が見えて，それも通訳付きだったんですけども，その母親の証人尋問というんですか，ああい

うのは、あんまり意味がなかったのではないかなと私は感じました。

司会者

ありがとうございました。

2番さんも、共犯グループ全員の話が法廷で聞けたわけじゃないですね。あれは、判断する上で何かもどかしさみたいなのがありましたか。それはそれで十分だと思ったか、どうでしょうか。

2番

今にして思うと、当時はそういうもんかなと思うわけですよ、来ないと言ってるからそういうもんかなと思うんですが。今にして思うと、やっぱり、私はやっぱり人間ですから、人間の何か言われたら反省するのか反発するのとかですね、表情とか態度とかというのがちょっと気になるほうですから、やっぱり共犯者の人の様子というのを全部見させていただくほうが量刑なんかに正確というか、少し変化というか、そういうことにながるとかなとは思いますが、できればですね、やっぱり多少ビデオのものでも何かあると、少し違った気分になるかなとは思いますが。

司会者

2番さん、非常に責任感を持ってこの事件を担当されたので、判断する以上は、できるだけ幅広くいろんなものを見せてもらえないかなという気持ちですが、いろんな場面で感じられたということでしょうかね。

2番

そうですね、なるべく情報はたくさんもらったほうが、より正確というか、よりみんなと共通になるのかどうか分かりませんが、私の気分としては正しい方向にしたいという気持ちはあります。

司会者

一般的に、この裁判員裁判が始まったとき、一般の方をお呼びするので日程的にご負担をかけないために、本当に審理をスリム化して、必要最小

限度のものに証人とか証拠を絞りましょうということを考えてんですけども、そうすると、それは少し方向性としては、それもいいんだけどもという気持ちはおありなんでしょうか。

2 番

それも今にして思うと、あっという間にどんどん過ぎるわけですから、なるべく効率よくとお考えになったのを悪いとはその当時は思わないけど、今にして思うと、もう少しいろんな様子を聞かせてもらえればという気持ちはあります。ただ、世の中には、100日裁判とかって言葉があるようですから、余りに長いのは負担というのは常識ですから、そうなると効率よくというのは普通だし、それからその中でいろんな配慮をされるんだと思いますから、そんなに私の参加させていただいたのが不足であったとか、逆に長かったとかという感じはしなかったですね。あっという間に過ぎたというのが印象ですね、どちらかと言うと。

司会者

そうですか。今100日裁判の話題が出てきましたけど、私100日裁判の裁判長を務めて、どうにもスリム化できなかつた事件を担当したので、そこはジレンマだと思います。

4番さんは、やっぱりもうちょっといろんなものを見たかったという感想ですか。

4 番

はい。要するに、証人が少なかったんですね、事件に関係した証人。それ何か刑務所に入っちゃっても証人っていうのは出てこれるんですよ、法廷に。だから、何かもうちょっと事件の当事者たちの意見を聞きたかったなというのが感想でした。

司会者

ただ、有罪か無罪かとか、刑罰を決める上で、それがなければ決められ

ないというものではなかったと。

4 番

そんなことではありません。

司会者

ただ、幅広く見たかったなという印象があったんでしょうか。

4 番

ええ、何か話を聞きたかったなと思いました。

司会者

わかりました。

逆に、1 番さんは全員の話聞いたんですよね。それはどうでしたか、ご判断の上では。

1 番

そうですね、全員の話聞いたんですけど、どこまで言ってるのかなというの逆には感じますね。

司会者

逆に、混乱しませんでしたか。みんな、さまざまなことを言うので。

1 番

はい、そうですね。だから、どこを取り上げて、どこを疑問に思うか、というところはありませんね。

司会者

そういう意味で、例えば、もう話を聞いてもしょうがないという証人の場合には、検察官、弁護人が、もうこれはしょうがない、要らないんだという、そういう整理の仕方というのはいり得ると思いましたが。

1 番

そのほうがいいんじゃないかという気がします。我々素人が判断するより、プロの方が事前にある程度聴取とかやってるんでしょうから、もうそ

の方たちの判断で，これは必要ないと思ったら，そんなに全部は要らないかなというふうには思います。

司会者

そうですか。

6番さんは，やっぱり犯人グループ全員に話を聞いたんですよね。

どんな印象を持たれましたか，聞いてよかったなという印象か。

6番

ほかの裁判もちょっと傍聴して，4番さんの裁判も多分傍聴させていただいたと思うんですけども，証人が全部お友達の子たちがしゃべってくれたんですけども，共犯者を含めてですけど，それぞれ率直に証言してくれたので，それはすごく参考になりました。で，おとなしいというか，口数が少ない子もいれば，はきはきと何か生徒会とかやってそうな，はきはきとしゃべるとかそういうのもあるんですけども，大体言っていることはそんなにつじつまが合わないとかいうことは少なかったんで，それはすごく聞いててわかりやすかったですね。

司会者

恐らく，その事件では，検察官，弁護人も共犯者全員に話を聞いたほうがいいと判断して，聞きましょうとなったんでしょうかね。それは適切だったということですかね。

6番

そうですね。ただ一人だけ，ちょっと女友達も来たんですけども，全く現場にいなかった子なんで，何で呼んだんだろうなという子までいました。

司会者

そういうのもありましたか。そこは，裁判官は何か説明してませんでしたか，何でこの人を呼んだんですかということに対しては。

6番

女友達のため，被告人の子の普段の性格を知ってるから呼んできたんだ
ろうという，そういう話でした。

司会者

結果としては，あまり参考にならなかったと。

6 番

そうですね。

司会者

ありがとうございました。

次に，証拠調べの関係の中では，冒頭に2番さんがお話しされたんです
けども，ご遺体の写真，本件では被害者が亡くなってる事件がほとんどで
すので，ご遺体の写真は恐らく皆さん見られた方が多かったんじゃないか
と思うんですけども，その取り扱いについてはどんな感想をお持ちなの
か，一言ずついただきたいと思います。

1 番

僕が担当した事件の死体の写真というのは，そんなにひどいのはなかつ
たと，これは素人のことを思って，ひどいのは明かさなかったのかなとい
う気がしたんですけど。だから，後で気持ちが悪くなるとか，別にそんな
感じはなかったですね。

司会者

それでも，亡くなったというんでしょうか，現場で横たわっている写真
もあったんですよね。あれは，判断するのに必要だったと思われませんか，
それともあれなくてもよかったかなと思われませんか。

1 番

まあ，あったほうがいいとは思いますがね。

司会者

犯罪の実態を知るには，あったほうがいいかなと思われませんか。

1 番

そうですね。

司会者

3 番さん，どうぞ。

3 番

亡くなった方のおなかに実は入れ墨がありまして，主犯のリーダー格の人の名前がでかでかと彫ってある。事件の背景の中に，それを，やけどをさせて入れ墨を消そうという，そういう事件が入り口でして，実際その写真を見せていただきました。食用油かなんか，天ぷら油かなんかをおなかに撒いて，それで火つけてというか，それをやったんですが，よくわかりませんが，実際それをしてもし入れ墨は消えないというので，ぶん殴っていたという，そういうようなことです。で，相撲取りみたいなでかい体で横たわってる写真を見ましたけれども，女性が裁判員や補充裁判員にいましたけれども，別段悲鳴を上げるような，そういうこともなかったですし，それから鉄パイプですが，血のりはついてませんし，そうは悲壮的な写真は見てません。逆に言ったら，テレビでやるアメリカ映画のほうが何か目をそらすような雰囲気があると，うちのかみさんとそんな話はしてます。

司会者

3 番さんが担当された事件は，事件の審理に必要なものは厳選されて出されていたという印象でしょうか。

3 番

はい，わかりやすく。こんなひどい事件はないんだ，ただ，被告人は反省をして罪を全部認めてるということで，スムーズに証拠もわかってきてということで，非常にわかりやすく，変に夢にも出てくる，そういうことはありません。

司会者

ありがとうございました。

5番さんですね，1番さんと同じ事件ですけど，亡くなられた場面の写真をごらんになったと思うんですけど，どんな感想を持っていただいていますか。

5番

そうですね，そんなにひどく血がついているとか，そういった写真じゃなかったのだから，全然大丈夫というか，変な気持ちになるようなことはなかったです。

司会者

一方で，そういう写真をご覧になると，少し心に負担がかかるという方もおられると思うんですけど，そういう方に対しては，裁判所としてはどんな配慮をこれからしていったほうがいいと思いますか。

5番

最初にそれを言って，そういう人は参加してもらわないほうがいいんじゃないのかなと思いますね。

司会者

参加して判断する以上は，必要なものは見る必要があるという，そういうことでしょうか。

5番

はい，そうですね。だから，そういう事件だったら，前もって，かなりそういう写真を見るようになるけど大丈夫ですかとか，特に女性の方の場合は，そういうことをきっちりしたほうがいいんじゃないのかなと思います。

司会者

4番さんは，事件ではご遺体の写真は見てないと思いますけど，一般論としてはどうですか，むごたらしい写真を見なきゃいけないかどうかの場

面についてですけど。

4 番

私は、個人的には、多分裁判員にお願いしませんでしたと言われた時点で、何か事件の説明があったような気がしました。こういう事件を扱いますよというのがあったような。

司会者

そうですね。候補者として来ていただいた段階ですね。

4 番

はい。だから、その段階で、もしそういう、死体があったり何とかという写真が見せられるというのは当然考えられるわけですね、殺人があった場合には。私が受け持ったのはたまたま、そういう殺されてるとか、そういう場面がなかったからそう思うのかもしれませんけれども、何か途中でというか、最初の説明をもう少しきちんとされたらよかったのではないかなど。

司会者

裁判所のほうがですね。

4 番

はい、思いました。

司会者

6 番さんは、お亡くなりになってる事件ですね。何かそういう写真等をご覧になって思うところはありますか。

6 番

死体写真といっても、刺し傷とかというのが私の担当した事件ではなかったもんですから、病院で寝てるような写真だったんで、言われているような嫌悪感というのはなかったんですね。むしろ防犯カメラに映っている暴行シーンのビデオのほうが、ちょっとむごかった部分はありますね。そ

うですね、ちょっと何とも言えないですが。もし、その刺し傷とかで、ここの部分がこうなってて、ここの部分でああなっててという写真をもし見せられてたとしたら、ちょっと気分が悪くなってたのかなというのは思います。

司会者

ありがとうございました。

大分時間が迫ってまいりましたので、最後の評議のあたりの問題点についてご意見を伺いたいと思います。共犯事件ですから、当然やった犯罪行為の悪さに応じて刑罰を決めるといっても、グループ内の役割の軽重に応じて刑罰を決めましょうというバランス論が当然出てくると思うんですね。そうしますと、共犯全員が一括して審理していれば、自分の目の前で全員被告人がいるわけですから、自分の目で軽重をつけられるということになると思うんですけれども、共犯者の一部しか審理してないと、自分は担当してない共犯者はどういう結論なんだろうと、それとのバランスはどうしたらいいんだろうというあたりのことを悩まれたかどうか、その辺についてご意見をいただければと思います。

1番さん、どうでしょう。

1番

そうですね、その量刑ということについては我々は全然わかんないんで、その評議のときに、裁判官の方が、このぐらいの事件だとこのぐらいの刑とかいうのを言われたのですが、その前に共犯の事件がもう判決出てたのを、またそれも参考にと。

司会者

もちろん自分が担当してない被告人の共犯者の判決が既に出ていると、やっぱりそこは頭の中に入れて、それも考慮したということでしょうかね。

1番

そうですね。

司会者

その共犯者の判決というのは、どういう形で情報として入ってきたんですか。証人として出てきた人に、あなたはもう判決は終わったんですか、何年ですかと質問をして、わかったということですか。

1 番

そうですね、はい。

司会者

判決自体が資料で出てきたわけじゃないですね。

1 番

はい。

司会者

話の中で出てきたというだけなんですね。

1 番

そうですね、だと思います。

司会者

わかりました。

2 番さん、いかがですか、その共犯者との関係、量刑を決める上でですけど。

2 番

私の場合は、4名のうちの3名はあそこにいまして、1名がいませんで、その人はもう量刑が決まっていたから、したがって、その量刑、そういう役割分担そのほかから、この人はこのぐらいの量刑であるということで判断が下されてますよというのは確かに参考になります。今得られた資料で、こっちの3人は、私から見てこのくらいだというふうにはしたつもりなんですね。したがって、常識的に言うと、同じ事件の中で、この人だけ

別裁判だから，上へ行くか下へ行くかは別としても，アンバランスなのはいい方法ではないと思うので，できれば一括というのはいいのかわかんないですが，そういう情報は渡すほうが望ましいとは思ってます。

司会者

ありがとうございました。

3番さん，いかがですか。

3番

主犯格を含めて全くわかりません，どういう量刑があったのか，実際どうなってるか。知る方法はどうしたらいいのか，これも実はよくわかりません。

司会者

4番さん，いかがですか。

4番

多分この事件では彼はとても下っ端で，大したことないことだったみたいなんですけども，その主犯格の人たちの刑というのが知らされていなかったもんですから。

司会者

それ，裁判自体はまだ始まってなかったんでしょうかね。

4番

始まってないんですかね。今から考えますと，ほかの人たちの刑がわからないのに余計なことを言っちゃったかなんていう反省も少しはあります。

司会者

3番さん，4番さんは，ほかの被告人の刑がわからない場合には，その事件の被告人の犯罪の程度に応じて，それはそれで決められたと。ただ，2番さんとか1番さんは，ほかの結論が出てるんだったら，それはやっぱ

り知った上でバランスも考えて結論を出したいと思ったということでしょうかね。

5番さんはどうでしょうかね。5番さんは、それこそまだ共犯者の判決は出てない段階で。

5番

そうですね。こういった犯罪は大体こういう例があると、いろんな例を見せていただいて、僕たちもどういうふうに言っているのかわかんないんで、やっぱりそういういろんな例を見せていただいて、自分の中である程度基準ができて、自分はこうだというようなことは書くことができました。

司会者

一遍に6人判断して、それぞれ序列つけたほうがやりやすかったかどうか、それはどうでしょうか。

5番

いや、それは。2人でもちょっと、かなりいろんなことを考えたんで、6人とかだったら負担がちょっと重いんじゃないかと思いますね。

司会者

わかりました。

6番さんはどうでしょうかね。犯人がたくさんいる場合と刑罰の決め方の問題なんですけど。

6番

私が担当したのはナンバー2の役割の子だったんですけど、ナンバー1の主犯格の判決が既に出ておりましたんで。

司会者

このナンバー1の判決の結論はどういう形で、皆さん方に情報提供されたんですか。

6番

それは審理中，証人尋問のところ。

司会者

あなたは何年だったんですかと，こういう質問があったわけですね。

6 番

ええ，もう出てます。

司会者

そういうふうに共犯者の刑罰も参考にして，バランスを考えたということでしょうか。

6 番

そうですね。

司会者

ありがとうございました。

ここで，検察官，弁護士，審理とか評議について，何か気になる点があれば質問していただいて。ありますか。検察官，弁護士，よろしいですか。

では，プレスの方々からご質問があれば受けることといたしますが，何かご質問ありますか。どうぞ。

A 社 甲記者

司法記者クラブの担当記者で A 社の甲と申します。お疲れのところ恐縮ですが，二，三お聞かせください。

守秘義務についてちょっとお尋ねしたいんですけども，それがどういうものなのかというのは裁判所のほうから十分説明を受けたと思うんですが，改めて裁判員を経験された方にお話を聞くと，余計なことを聞かれないので自分が裁判員になったことを公にしていないという方も中にはいらっしゃいました。皆さん，守秘義務を守る大変さを感じるような出来事というのがこれまでにあれば，もしもなければ結構なんですけど，1 番の方から 6 番の方まで聞かせてもらえますでしょうか。

1 番

僕が裁判員をやったことを知ってる人がそんなにいないんで、近くの人
は知ってる人もいますけど、だからそんなに話したことはないですね。

司会者

守秘義務を守るのが大変だったという経験はないということですね。

1 番

ないです、はい。

司会者

2 番さん、いかがですか。

2 番

私も、それほど守るのが大変だったという印象はないです。それよりも、
これから裁判員になる方というのは増えてくるだろうと思うので、そう
いう点で、お互いが慮ると言ったらおかしいですが、私の知ってる仲間、
私の友人といえますかね、そういう人は、裁判員には守秘義務というのが
ついてるといえるのは、多くの方は言葉的には知ってるがゆえに、自主的に、
だからどうだったなんて、そういう質問をするという人は少なかったのも
あると思います。したがって、万が一興味本位の人だと、やったらどう
なったかは私もわかりません。

3 番

まず、裁判員制度、裁判員に選ばれたことに、非常に僕自身は人生の中
で大きなウエートを占めて、少し真人間になりながら進もうと、こういう
ふうにご考えてます。非常にいい経験をしたと、こういうのが僕の印象です。

で、守秘義務については、当然、家族の中、それから親しい友人につい
ては、選ばれてと言うと、「何、おまえがそんなことできるの、人を裁け
るのか」と、こういう冗談も言いながら、非常に僕としては経験してよか
った。

それと、ある会社の顧問をしてまして、非常に新進気鋭の若い人たちがいて、実は裁判員に選ばれてこういう経験をしましたと。いろんな僕の経験を、人生っていろいろあるんだよと若い人たちに教え、確かにいたずらをすることもあるし失敗することもあるんだけれども、いつかは裁判員に選ばれて人を裁いたり、そういうお手伝いする立場になることもあるから、真っ当に、悪さをしてもいいんだけれども、悪さというのはそういういたずら的なことじゃないですけど、それぞれが愛情を持って人を好きになったり、義理人情があったり、縁があるからとか、そういう話を若い人たちに実はしてます。今日も、実はその会議があったんですが、こちらを優先して、この東京地裁に来まして、今日の経験の話もまた若い人たち、社員にしようと思ってます。そういう意味からすると、守秘義務はちゃんと皆さんよく御存じのはずです。ですから、裁判の中身はどうだったかということじゃなくて、こういう制度があることに対して君たちもやっぱり責任と義務があるという、日本国民として、という話を若い人にしておりますので。一旦選ばれたら、それは覚悟をしてほしいなと僕は思ってます。僕はそういうふうに関心を持って取り組んだと、こういうことでございます。

司会者

4番さん、いかがですか。守秘義務を守る上で大変だったなと感じたことはありますかという質問です。

4番

守秘義務というので、私が裁判員に選ばれたということで、周りの方のほうから、しゃべっちゃいけないのよねというような感じで、私としてはしゃべりたかったのにしゃべれなかったな、なんていう部分もありまして、何かその守秘義務っていうのが、割とそのイメージ的に徹底されてるんじゃないかなと思いました。

5番

守秘義務がどういうものかわからなかったんですけど、最初の段階で、裁判長のほうから、こういうことは言っていないけど、こういうことは言っちゃいけないというのをちゃんと説明していただいたので、別に問題はなかったです。

6 番

私も4番さんと同じで、職場とかで周りのほうが気を使って何も聞いてこなかったといいますが、そういったことがあったんで。割と不自由したことはなかったです。もう一つ言われたのは、ツイッターとかで裁判員であることを公開するなということも、ちょっと釘を刺されてたものですから、法廷で出てきたことだったら言っていない、しゃべったりとか発表したりしていいと、いいはずなんだけど、やっちゃいけないんだなと思って、そこはちょっとこらえて我慢しております。

司会者

記者の方、よろしいですか、何かほかに質問は。

A社 甲記者

ご意見がある方で結構なんですけど、今月で裁判員が始まって丸4年になるんですけども、実際に参加された経験から、こういうところを改善すればもっといい制度になるのにとご意見があれば、拝聴したいと思います。

司会者

1番さんから、こういうふうに改善したほうがいいんじゃないかということがあれば。大きな話ですけども。

1 番

そうですね、やりたい人もやりたくない人もいるんじゃないかと思って、たまたま会合で僕のことを知ってる人、やったというのを知ってる人は、俺もやりたいんだよなんて言う人もいるんで、何でそういう人に当たらな

いのかなと。だから、やりたくない人もいると思うんで、まずやりたい人を募ってやるのもいいんじゃないかなという気もするんですけど。

司会者

2番さん、何かありますか。

2番

私から特にはないですが、僕のときの裁判官の方がちょっと言ったのは、今裁判員の裁判にかける裁判は一応仕分けがあると。今は裁判所関係の方はそれなりに決めてるんですが、もし広くというのであれば、一度はいろんな事件を裁判員の方々に参加させて、本当にこれは妥当でないという判断を下すのも一案かなとは思いますが。したがって、もうちょっと広くお考えになるのも一つの考えかなという気はします。

3番

僕自身は、このままの状態がいいと思ってます。強いて言えば、これはまさに映画なんですけど、ポール・ニューマンの「評決」とか、それから「十二人の怒れる男」、そういうアメリカ映画の中での陪審員があります。それから、テレビで「相棒」という中で、裁判員制度のドラマ、筋書きが一度ありました。だから、もう少し芸能界といいますか、映画界でも、こういう制度をもう少し面白楽しく、もしくは怒れる、何かいろんな状況の中で、広くPRしていただければ、法というものが僕らは全く無関係だったんですけども、この歳になって、選ばれたために、法に対する考え方が若干違ったんで、国民の方、と偉そうな言い方しますけれども、もう少しこれを広めていただければ、もう少し楽しい平和な国になるんじゃないかと、こう思っております。制度そのものは変える必要ないと僕は思ってます。

司会者

4番さん、いかがですか。

4 番

初めて参加したわけですけども、なかなかいいアイデアではないかなと思いました。

5 番

僕も、もう少しコマーシャルをされたらいいんじゃないかなということ、僕が感じたのは、もっとこれ二十歳ぐらいのときにこういう経験をさせてもらったら、もう少し僕の人生もよかったかなと思いました。

6 番

同僚から質問されたことがありまして、刑事と民事があるんですけど、どっち担当したのと、そこから始まりました。私はそもそも、裁判員に選ばれて、刑事だってことまでは知ってたんですけど、パンフレットが来てから初めて、候補に名前が載ってから初めて凶悪事件を扱うんですというのを知ったぐらいで。今の我々が、ほとんどの今の大人が、小学校とか中学校ぐらいに社会科の時間に裁判員制度はこういったものだよというのを教わってきてるわけではないんで、そういった、その刑事か民事かと、そこからちょっと広報する必要があるのかなと思います。ちょっと話が脱線したかと思うんですけど。

A 社 甲記者

ありがとうございます。

司会者

ほかに報道機関の方でご質問ある方はおられませんか、よろしいですか。参加人として、弁護士、検察庁、裁判官の方が来ていただいているんですけど、何かご質問がありますか。どうぞ。

高畑弁護士

4 番さんにちょっと質問なんですけど、先ほど、証人尋問、いわゆる共犯者の一人を呼んだときに、ご自分たちが聞きたい内容と実際に聞かれてい

る内容にずれがあった印象を受けたとおっしゃっていましたね。それは、
どんなことなんでしょうか。

4 番

例えば、お母様が証人になったときというのは、事件とあんまり関係ない
というか、要するに生い立ちがこうだったからとかって、そういうこと
を説明されても、私たちは何かなという。

高畑弁護士

生い立ちがこうだからどう、というようなのではなしに。

4 番

まあ、そういうこともありましたし。それから、一生懸命私たちがこの
子を面倒見てるって、そういうお話が多かったような気がするんですね。
直接その事件と、どっかに入って危害を加えて宝石をとっちゃったみたい
のと、何か違うかななんていう、ちょっと意識がありました。

高畑弁護士

そういう場合ですけど、当然、裁判員の皆さんは質問もできるわけなん
で、そういう質問に移るというのは、やっぱりちょっと覚悟がいるという
か、ハードルが高いんでしょうか。

4 番

ですね、やっぱり、はい、と思いました。

高畑弁護士

質問をするに当たっては、裁判官のほうから、事前に裁判官のほうに聞
いてからやってくださいとか、そういう指示はあるんですか。

4 番

はい、挙手してできるんですけども、やっぱりそれって勇気がいること
ではないかなと。

高畑弁護士

どうもありがとうございました。

横田検察官

今のに関連して、よろしいですか。

司会者

どうぞ。

横田検察官

やっぱり4番の方なんですけれども、先ほど、お母様じゃなくて、共犯者の方が出てこられたときに、検察官や弁護人の質問がちょっと聞きたいこととはずれてるなとお思いになったとおっしゃったかと思うんですけれども。共犯者の運転手さんですかね。

4番

いえ、ええと。下見に加わった服役中の人でしたね。

横田検察官

その人に検察官が質問したことが、どうもそのかゆいところに手が届くようではなかったというご印象をお持ちになったように伺ったんですが、例えばどんなところだったでしょう。

4番

何ていうのか、要するに通訳付きなんですね。一応ああいうのっていうのは取り調べてからのことなわけですから、検察官の方はもう知ってるわけですよ。それを私たちに説明をしてくださる場だと私は思ったんですけども、そうすると、何か通訳付きなもんですから、証人の人もふてぶてしい人なもんですから、何か結構長い時間だったんですよ、だけどあんまりよくわかんなかったなという印象でした。

横田検察官

質問と答えがかみ合ってなかったようなご印象をお持ちになったということもあるんでしょうか。検察官の質問とその証人の答えが。

4 番

通訳の方のあれもあるのかもしれませんが、何か証人の人のほうが
ちゃらんぽらんだったから、そんな印象を受けたんだろうと思います。

横田検察官

どうもありがとうございました。

司会者

今の点について判決でこう書かれてますね。「被告人が共犯者らと犯行
場所を下見に行くのに同行した際に強盗の計画を知っていたという検察官
の主張については、そこまで断定できるだけの証拠はない」と書いてある
ので、まさに今の証人に対する信用性がね、心に響かなかったのかなとい
うふうに思いましたけどね。

横田検察官

なるほど、わかりました。ありがとうございました。

司会者

ほかに何かご質問とかありますか。

藤田弁護士

1点よろしいですか。

司会者

どうぞ。

藤田弁護士

6番さんにお聞きしたいんですけども、情報量で、裁判官より自分が
少ないので、その分何か評議で意見が言いにくいなとか、そういうふうに
感じたことはないですか。

6 番

いや、それはないですね。

藤田弁護士

ありがとうございます。

司会者

よろしいですか。ほかに何かご質問ありますか。

では、時間がまいりましたので、意見交換会はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

以 上